

那珂川町国民健康保険
特定健康診査等実施計画書
(第三期)

平成30年度～平成35年度

栃木県那珂川町

特定健康診査等実施計画書（第三期）

1 特定健康診査等実施計画書策定の趣旨

近年、中高年を中心に、肥満者の割合が増加傾向にあり、肥満者の多くが糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の危険因子を複数併せ持ち、危険因子が重なるほど心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大している。

こうした中で、那珂川町では「高齢者の医療の確保に関する法律」19条第1項に基づき「特定健康診査等基本指針」に即して、6年を一期として特定健康診査等実施計画書(第三期)を策定する。この内容は那珂川町の地域性や健康課題を踏まえたうえで、特定保健指導対象者数を平成35年度までに25%減少させることを目指すものである。

なお、この計画の期間は平成30年度から6年間とする。

2 達成しようとする目標

(1) 特定健康診査等の実施に係る目標

平成35年度における目標実施率は、特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準（国が示す基準）をもとに、特定健康診査を60%、特定保健指導を62%とする。

また、平成35年度において、特定保健指導対象者数を平成20年度(1,489名)と比較し25%減少を目標とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の目標実施率を次のように定める。

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査の受診率	<u>36%</u>	<u>37%</u>	<u>38%</u>	<u>39%</u>	<u>55%</u>	<u>60%</u>
特定保健指導の実施率	<u>50%</u>	<u>53%</u>	<u>56%</u>	<u>60%</u>	<u>61%</u>	<u>62%</u>
特定保健指導対象者数の減少率						25%

3 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査の対象者数

特定健康診査の対象者数は、那珂川町国民健康保険の40～74歳の被保険者数の推計値等から次のように見込んだ。

被保険者数見込数

	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
	男性	女性										
40歳～64歳	1,088	873	1,028	825	966	779	958	765	949	751	942	735
65歳～74歳	1,064	904	1,047	917	1,031	929	989	896	948	864	907	831
男女別計	2,152	1,777	2,075	1,742	1,997	1,708	1,947	1,661	1,897	1,615	1,849	1,566
合計	3,929		3,817		3,705		3,608		3,512		3,415	

特定健診受診者見込数

	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
	男性	女性	男性	女性								
40歳～64歳	185	253	185	223	174	218	182	226	323	330	386	360
65歳～74歳	330	651	346	660	340	678	336	663	465	812	508	798
男女別計	515	904	531	883	514	896	518	889	788	1,142	894	1,158
合計	1,419		1,414		1,410		1,407		1,930		2,052	

4 特定保健指導の対象者数

特定健康診査の結果、腹囲、血糖値等が所定の値を上回る者を対象とする。

特定保健指導対象者見込数

	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
	男性	女性										
40歳～64歳	68	41	68	36	64	35	66	37	117	54	141	59
65歳～74歳	91	99	95	100	94	103	93	101	128	123	140	121
男女別計	159	140	163	136	158	138	159	138	245	177	281	180
合計	299		299		296		297		422		461	

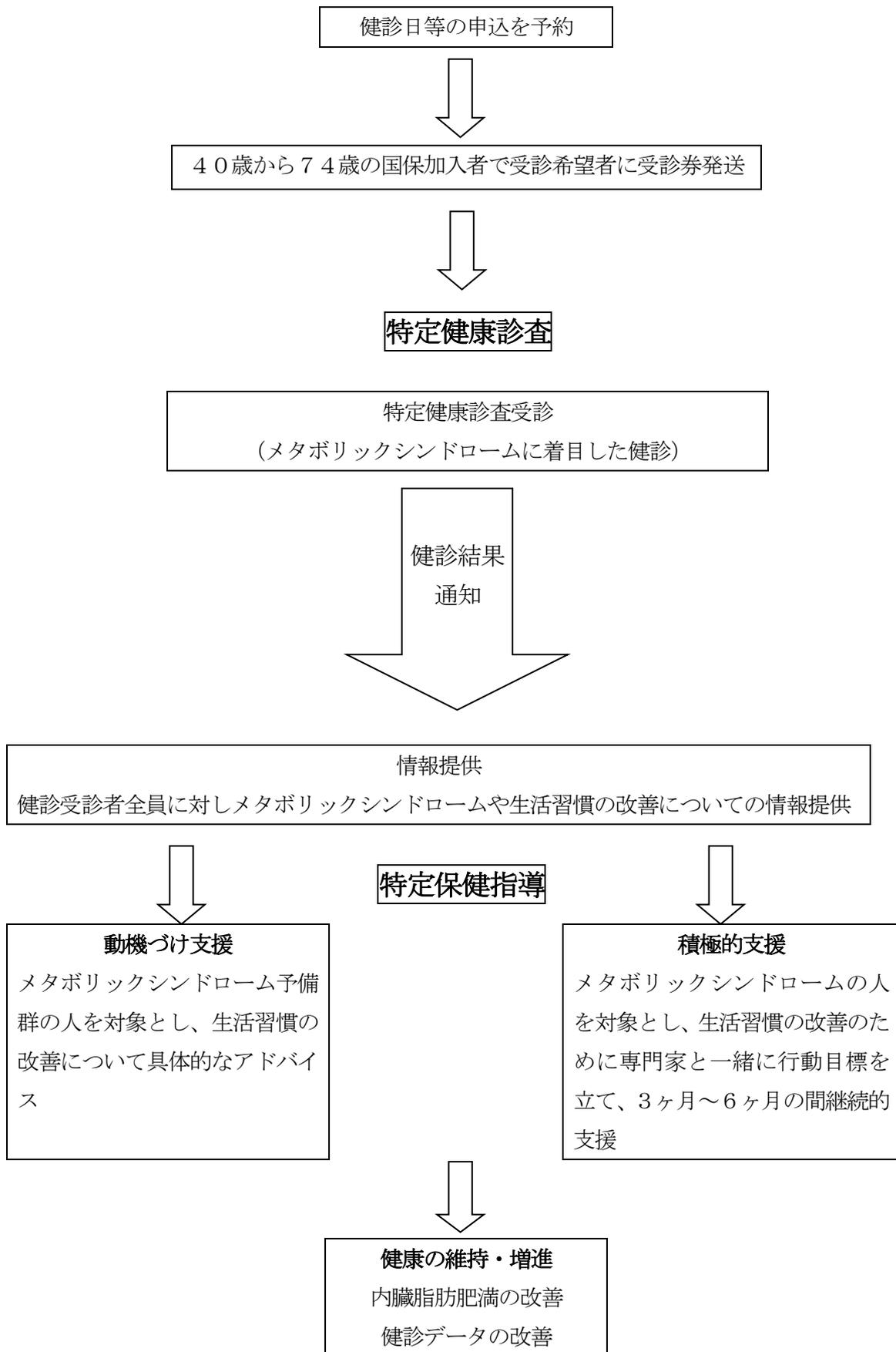
特定保健指導階層別人数見込

動機づけ支援	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
	男性	女性										
40歳～64歳	22	26	22	23	21	22	21	23	38	34	46	37
65歳～74歳	91	99	95	100	94	103	93	101	128	123	140	121
男女別計	113	125	117	123	115	125	114	124	166	157	186	158
合計	238		240		240		238		323		344	
男女別 実施見込数	57	63	62	65	64	70	68	74	101	96	115	98
実施見込者数 合計	120		127		134		142		197		213	

積極的支援	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
	男性	女性										
40歳～64歳 男女別計	46	15	46	13	43	13	45	14	79	20	95	22
合計	61		59		56		59		99		117	
男女別 実施見込数	23	8	24	7	24	7	27	8	48	12	59	14
実施見込者数 合計	31		31		31		35		60		73	

動機づけ支援と 積極的支援の 合計	299		299		296		297		422		461	
実施見込者数 合計	151		158		165		177		257		286	

5 特定健康診査から特定保健指導の流れ



6 特定健康診査等の実施方法

○ 実施場所

(1) 特定健康診査

町内の集会施設、小学校、健康管理センター等で実施する。

人間ドックは、町が契約した医療機関で実施する。

(2) 特定保健指導

健康管理センター、小川総合福祉センター等で実施する。

○ 特定健康診査の実施項目

(1) 基本的な健康診査の項目

ア 問診（服薬・既往歴・生活習慣に関する項目、自覚症状等）

イ 診察（理学的所見）

ウ 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）

エ 血圧測定

オ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）

カ 肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）

キ 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖）

ク 尿検査（尿糖、尿蛋白）

(2) 詳細な健康診査の項目（厚生労働省の告示に従い実施する）

ア 血清クレアチニン検査

イ 心電図検査

ウ 眼底検査

エ 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

○ 特定保健指導の実施

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として下記の方法で実施する。

(1) 実施方法

町の保健師、管理栄養士等を中心として、集団・個別指導を実施していく。

(2) 特定保健指導対象者の選定と階層化

内臓脂肪の蓄積を基本とし、生活習慣病リスク数により保健指導レベルを設定

ア 腹囲とBMIで内臓脂肪蓄積のリスクを判定

イ 検査結果及び質問票により追加リスクをカウント

(3) 特定保健指導の内容

ア 動機づけ支援

対象者：生活習慣病の改善が必要で、改善の意思決定の支援を要する者

支援期間・頻度：原則初回面接時1回の支援

内容：保健師、管理栄養士の指導のもと、対象者自らが生活習慣病改善のための行動計画を策定。3ヶ月経過後に指導者が実績評価を行う。

イ 積極的支援

対象者：生活習慣の改善が必要で、継続的できめ細かな支援を要する者

支援期間・頻度：初回面接後3ヶ月～6ヶ月間以上継続的に支援

内容：策定した行動計画を対象者が自主的かつ継続的に行えるよう、指導者が定期的・継続的に面談や電話などで支援し、3ヶ月～6ヶ月経過後に実績評価を行う。

○ 実施時期・期間

(1) 特定健康診査 毎年度6月から12月末日までを実施期間とする。

(2) 特定保健指導 特定保健指導は、年間を通じて実施する。

7 外部委託

(1) 特定健康診査

ア 集団健診については、健診業務を外部委託する。

イ 人間ドックについては、町が契約した医療機関に外部委託する。

(2) 特定保健指導

ア 動機付け支援については、運動指導を外部委託し、それ以外の部分を町が直営で実施する。

イ 積極的支援については、運動指導を外部委託し、それ以外の部分を町が直営で実施する。

(3) 外部委託者の選定についての考え方

外部委託者については、厚生労働省で定める基準に適合した外部委託業者に委託する。

(4) 代行機関の利用

データの送信事務及び費用の決済について、栃木県国民健康保険団体連合会に委託する。

(5) 事業者健診のデータ取得方法について

事業者健診のデータ取得については、事業者健診を受けた後に、事業主又は本人から健診データを収集する。

8 周知・案内方法

(1) 特定健康診査

ア 郵送による受診勧奨で健康診査の案内

イ 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、案内冊子による周知

ウ 未受診者に対して状況把握及び受診勧奨の実施

(2) 特定保健指導

個人ごとに案内通知を送付し、特定保健指導の実施を案内する。

9 受診券

特定健康診査の対象者には受診券番号を付番し、受診券を発行する。特定保健指導の対象者には利用券番号の付番を行う。

特定健康診査や特定保健指導を受ける場合は、このほかに、那珂川町国民健康保険被保険者証の提示を求めることとする。

10 年間スケジュール

区 分		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
特定健康診査	特定健診申込書と案内冊子の配布	●															
	特定健診申込書の回収		●														
	特定健診申込書情報を端末に入力			→													
	特定健康診査の実施					→											
特定保健指導等	案内通知の発送						→										
	特定保健指導の実施	前年度の保健指導					今年度の保健指導										
	栄養相談			→													
	なかがわフィットネス倶楽部				→												

11 個人情報の保護

(1) 記録の保存方法等

特定健康診査により得られた受診データは、特定健康診査を受託する健康診査機関が国の定める電子的標準様式により作成し、栃木県国民健康保険団体連合会に提出され同連合会において保管。

特定健康診査に関するデータは、原則として5年間保存。

(2) 管理ルール等の制定について

特定健康診査や特定保健指導で得られる個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」及び同法に基づくガイドライン等並びに那珂川町個人情報保護条例及び同条例施行規則等を遵守して取り扱う。

また、保険者の役職若しくは職員又はこれらの職にあった者に対して、個人情報の漏洩を防止するため、「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」等に定める守秘義務規定等の周知を図る。

なお、特定健康診査・特定保健指導の委託の際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理していくものとする。

1 2 特定健康診査等実施計画等の公表及び周知について

この計画の概要をホームページ上で公表するとともに、広報紙、ケーブルテレビを使って計画の内容や特定健康診査等の趣旨の周知・普及啓発を図る。

1 3 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

- (1) 「那珂川町国民健康保険データヘルス計画」における健康・医療情報を活用したPDCAサイクル運用に合わせた評価を実施する。
- (2) 適正な進捗管理を行い最終年度となる平成 35 年度には、計画に掲げた目標の達成状況の評価する。
また、必要に応じて計画の見直しを行う。

1 4 その他

健康診査の実施に当たっては、若年層から生活習慣病の予防を実施していく趣旨から 20 歳から健康診査を実施するとともに、がん検診等との同時実施により、町民の視点に立って利便性が高い健康診査体制を整備していくものとする。